

低入札価格調査に係る特別な費目の取扱いについて

低入札価格調査制度の見直しについては、平成26年2月に「低入札価格調査制度（数値的失格基準）の見直しについて」でお知らせしたところですが、直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費の4項目以外の内訳として設計書に記載されている特別な費目の取扱いについては、下記のとおりとします。

記

1 特別な費目の取扱い

下表のとおり、4項目に分類して低入札価格調査を行います。

直接工事費	共通仮設費	現場管理費	一般管理費
工場製作費 (工場製作工)	事業損失防止施設費	工場管理費	通信回線契約諸経費
機器費 (機器単体費)		機器管理費	水道管移設に伴う申請手数料
直接製作費		設計技術費	
処分費		技術者間接費	
機械設備製作等		据付間接費	
		間接労務費	
		点検整備間接費	

2 留意点

この取扱いについては、「最低制限価格及び調査基準価格の算定方法等について」（平成25年7月1日掲載）と同様の考え方に基いています。